

SOKENDAI 特別研究員（分野型）

遵守事項および諸手続の手引 (2023 年度版)

【注意事項】

本遵守事項が更新された際、その内容は、特に記載のない場合は SOKENDAI 特別研究員に採用されている者全てに適用される。

目次

1. SOKENDAI 特別研究員制度の趣旨と遵守事項

1-1. 本制度の趣旨

1-2. 遵守事項

1-3. 税務処理・社会保険・年金

1-4. 報告書の提出について

1-5. 研究活動における不正行為

1-6. 研究費の不正使用

1-7. アウトリーチ活動の奨励

1-8. 採用の中止または取消、給付金の停止及び返還請求

1-9. 研究成果発表における表示義務

1-10. 修了後の追跡調査に関する協力

2. フェローシップの支給

2-1. 研究専念支援金

2-2. 研究費

3. 他の奨学金・研究助成金等の受給について

4. 特別研究員の氏名等の公表について

1. SOKENDAI 特別研究員制度の趣旨と遵守事項

1-1. 本制度の趣旨

総合研究大学院大学（SOKENDAI）特別研究員制度は、基礎研究・学術研究の将来を担う人材を育成するために、本学の学生を特別研究員として採用し、最長3年間に亘って研究専念支援金及び研究費からなるフェローシップ給付金（以下「フェローシップ」）を支給する制度です。

本制度は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」の助成を受けて実施するもので、特別研究員採用者には、在学中の経済的支援に加えて、研究機関・民間企業の研究職へのキャリアパスを支援するプログラムが提供されます。

1-2. 遵守事項

SOKENDAI 特別研究員は、次に掲げる事項を遵守する必要があります。

- (1) SOKENDAI 特別研究員は、採用期間中、本学の博士課程に在学しなければならない。
- (2) SOKENDAI 特別研究員は、採用期間中、申請書記載の研究計画に基づき、研究に専念しなければならない。
- (3) SOKENDAI 特別研究員は、各年度決められた時期に研究状況報告書を提出しなければならない。

また、採用期間を終了した場合は研究報告書、博士課程を修了した場合は就職等状況調査票を提出しなければならない。

- (4) SOKENDAI 特別研究員は、本学が指定する研究力向上及び研究者としてのキャリアパスの獲得を目的とした講義、ワークショップ等へ参加しなければならない。
- (5) SOKENDAI 特別研究員は、採用期間中、本学または学則第1条に規定する機構等法人が支給するその他の給貸与型の奨学金等を受給することはできない。
- (6) SOKENDAI 特別研究員は、採用期間中、本学、基盤機関（本学がコース（専攻）を置く大学共同利用機関）または企業等から、生活費相当額として十分な水準（240万円/年以上）の給与・役員報酬等の安定的な収入を得ることはできない。*

*臨時的な収入を目的とした仕事（アルバイト、リサーチアシスタント、企業のインターンシップ等）に就くことは可能です。

1-3. 税務処理・社会保険・年金

研究専念支援金は、税法上雑所得として扱われ所得税及び住民税の対象となります*。毎年度確定申告を行った上で、適切に納税してください。適切な税務処理を行っていないことが判明した場合は、採用を中止し、研究専念支援金の支給を取り消すことがあります。

また、現在扶養義務者（親等）の扶養親族となっている場合は、扶養義務者の勤務先で手続きが必要となる場合がありますので、当該扶養義務者の勤務先にご照会ください。国民健康保険・国民年金保険等の加入手続等については、各自で居住する市区町村にお問い合わせください。

なお、毎年1～2月頃に前年分の「大学フェローシップ（研究専念支援金）給付証明書」を発行いたします。

*中国からの留学生については、「租税条約に関する届出書」を所轄の税務署に提出することにより、所得税が免税となります。該当者には採用手続き時に事務局からご案内します。

1-4. 報告書の提出について

SOKENDAI 特別研究員は、以下の時期に所定の報告書を提出する必要があります。

(1) 研究進捗状況報告書（様式1）

各年度の1月1日～1月31日

(ただし、10月採用開始の者は各年度の7月1日～7月31日とする。)

(2) 研究報告書（様式2）

採用期間終了時

(3) 進路等状況調査票

学位取得時または単位取得退学時

1-5. 研究活動における不正行為

SOKENDAI 特別研究員は、「国立大学法人総合研究大学院大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程 (<http://kitei.soken.ac.jp/doc/gakugai/rule/340.html>)」を遵守するとともに特別研究員事業運営委員会が指定する研究不正防止の講義・ワークショップ等に参加することが義務付けられます。

1-6. 研究費の不正使用

SOKENDAI 特別研究員は、研究費の不正使用を行ってはなりません。研究費の不正使用の主な例は次のとおりです。

(1) 預け金

業者に架空取引を指示するなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、そのお金を業者に管理させるもの

(2) プール金（カラ出張、カラ謝金）

出張申請や出勤簿の改ざん等により旅費や謝金等を不正に請求するなどして、そのお金を研究室や個人等が管理するもの

(3) 書類の書換え（差換え、品替え、品転）

業者に虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させるもの

また、この他、他の研究者が受けている研究費の不正使用に共謀した場合にも、不正使用とみなします。

1-7. SOKENDAI 特別研究員のアウトリーチ活動の奨励

SOKENDAI 特別研究員事業は、国民の税金によってまかなわれていますので、研究活動の成果を国民へ還元すること、国民や社会に向けてわかりやすく発信することが、SOKENDAI 特別研究員に求められています。

なお、研究費から、研究成果発表のための学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果、広報用パンフレット作成費用、一般市民を対象とした研究成果広報活動等のアウトリーチ活動費用を支出することが可能です。

(アウトリーチ活動とは)

アウトリーチ活動とは、単なる情報発信という考え方を超え、人々に対してわかりやすい言葉で研究内容や成果を伝え、科学技術を振興する側と享受する側が親和的・双方向的に向き合い対話していく活動である。「アウトリーチ」は「手を差し伸べる」という意味。

例：一般の人々や子ども、教員を対象とした公開シンポジウム、オープンキャンパス、研究室公開、出前講義、実験教室、サイエンスカフェ等

1-8. 採用の中止または取消、給付金の停止及び返還請求

1-2.に掲げる SOKENDAI 特別研究員の義務の履行状況が不十分であると認められる場合または次に掲げる各号のいずれかに該当すると学長が判断した場合には、SOKENDAI 特別研究員の採用を中止または取り消し、フェローシップの支給を停止するとともに、採用資格がないにもかかわらず支給を受けたフェローシップがあるときは、速やかにその支給を受けた金額のうち採用資格がない期間に相当する金額を返還しなければなりません。

- (1) 本学の博士課程を修了し、学位を取得した場合
- (2) 採用後、国費外国人留学生制度による奨学金、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員に対する研究奨励金または外国政府から支給される奨学金等を受給する場合
- (3) 疾病等のために研究を継続できないことが明らかな場合
- (4) 本学を休学する場合
- (5) 本学を退学する場合（除籍処分を含む）
- (6) 懲戒処分を受けた場合
- (7) 学業成績または性行が不良である場合
- (8) 研究の進捗状況に著しい問題があり、所期の研究成果を達成できないと判断された場合
- (9) 採用後の諸手続きにおける書類が期限内に提出されなかった場合
- (10) 採用後の諸手続きにおける書類の記載事項に虚偽が発見された場合
- (11) 研究上の不正行為を行った場合
- (12) 研究費の不正使用を行った場合
- (13) 本人から辞退の申し出があった場合
- (14) その他、明らかに SOKENDAI 特別研究員としてふさわしくない行為があった場合

※中途辞退について

期間中に SOKENDAI 特別研究員の採用を辞退する場合は辞退願（様式 3）を事務局に提出して

ください。

※月の途中における採用、辞退または中止があった場合、以下のとおり当該月の研究専念支援金の額を減ずるものとする。

| 区分 | 減額の基準 |
|----------------------|-----------------|
| 月の1日から15日までの採用の場合 | 当該月分を全く減額しない |
| 月の16日以降の採用の場合 | 当該月分の1/2の額を減額する |
| 月の1日から15日までの辞退/中止の場合 | 当該月分の全ての額を減額する |
| 月の16日以降の辞退/中止の場合 | 当該月分の1/2の額を減額する |
| 月の最終日の辞退/中止の場合 | 当該月分を全く減額しない |
| 死亡した場合 | 当該月分を全く減額しない |

1-9. 研究成果発表における表示義務

研究成果を発表する場合は、JSTにより助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment（謝辞）に助成を受けた旨を記載する場合には「JST, the establishment of university fellowships towards the creation of science technology innovation, Grant Number JPMJFS2136」を含めてください。論文投稿時も同様です。

論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JST, the establishment of university fellowships towards the creation of science technology innovation, Grant Number JPMJFS2136.

【和文】

本研究は JST 科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業 JPMJFS2136 の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

1-10. 修了後の追跡調査への協力

特別研究員は、本学を修了または退学した後も就職状況等のキャリア追跡調査に協力してください。追跡調査は、文部科学省科学技術・学術政策研究所（NISTEP）が運営する博士人材データベース（JGRAD：<https://jgrad.nistep.go.jp/>）を用いて実施します。詳細は別途事務局よりご案内します。

2. フェローシップの支給

2-1. 研究専念支援金

（1）支給額

19万円（月額）

（2）支給日

研究専念支援金は、原則として、2か月分をまとめて偶数月の20日（土曜日、日曜日、祝日の場合は、直前の営業日）に支給しますが、諸事情により遅れる場合があります。

（3）振込先

振込先は日本国内の銀行又は信用金庫のSOKENDAI特別研究員本人名義の口座に限ります。振込先口座（口座名義の変更も含む）の変更を希望する場合は、事務局に申し出てください。

（4）留学生の一時帰国について

留学生が一時帰国する場合、日本国内に完全に不在となる月は支給対象外とします。

例：・帰国期間が4月15日～6月15日の場合：5月分については支給対象外とします。

・帰国期間が4月15日～5月15日の場合：4月、5月ともに支給対象となります。

（5）その他

雑所得として課税の対象になります。

2-2. 研究費

（1）使用可能額

22万円（年額）*

*採用期間に応じて各年度の使用可能額が異なるので注意すること。

例えば、10月採用開始の場合は、初年度の使用可能額は11万円となります。

（2）使用方法

大学または基盤機関による委任経理となります。使用方法については、「SOKENDAI特別研究員・研究費ガイドライン」をご参照ください。

※フェローシップの額は、改定されることがあります。

3. 他の奨学金・研究助成金等の受給について

（1）SOKENDAI特別研究員は、下記の奨学金等を重複して受給することはできません。

- ①日本学術振興会の特別研究員に対する研究奨励費
- ②国費外国人留学制度（文部科学省）による奨学金
- ③（外国人留学生の場合）母国政府または関係機関による奨学金
- ④本学または基盤機関による給貸与型の奨学金

（2）下記の経済的援助については、フェローシップと重複して受給することが可能です。

- ①日本学生支援機構（JASSO）による奨学金

※ただし、2023年4月1日以降に、第一種奨学生（無利子奨学生）に採用されたSOKENDAI特別研究員は、JASSOの「特に優れた業績による奨学金返還免除制度」の適用対象外となります（返還免除の申請ができません）。なお、2023年3月31日以前から継続して第一種奨学金の貸与を受ける者は、従前どおりの扱いとなります（返還免除の申請が可能です）。

- ②民間企業・団体等による奨学金・研究助成金（1-2.（2）に掲げる研究専念義務に抵触しないものに限る。）
- ③本学による授業料免除

4. 特別研究員の氏名等の公表について

特別研究員に採用された学生の氏名、所属、研究分野、研究課題名、指導教員の職名・氏名及び研究報告書は本学 Web サイト等において公表します。

【本手引きに関する問い合わせ先】

総合研究大学院大学特別研究員（分野型）事業事務局

Email: fellowship@ml.soken.ac.jp